

8000Bq 以下の汚染廃棄物について(市長コメント)

■ 掲題については去る11月3日、県市町村長会議があり、それに関連して昨11月4日の市長定例記者会見にて出された幾つかの質問に対し、お答えしたところです。昨日も触れましたが、本件についての詳細は当日の県資料全てを前提として会議内容も踏まえての全体の説明が必要であり、お答えが結果として断片的になってしまったことを反省しているものです。以下、取り急ぎ要点のみお知らせいたします。

1. 県市町村会議では県の方針が示されたものであり、現段階として、各市町村の同意の取りまとめを求めるものではありませんでした。
2. 安全性に関する県の資料に基づく説明は概ね十分と感じられましたが、今後、更に専門家の意見などについて勉強することも必要と考えています。
3. 本市は県の方針に異を唱えるものでなく、方針としては理解するとしながらも、幾つかの技術的質問をしたところです。
4. 従い、混焼での処分について市が受け入れを決定した事実はありません。
5. 一方、昨日の質問にもお答えしたように実際に混焼を実施するかどうかは別と言う前提で、本市分については、持ち主の考えにもよりますが、相当量、線量の小さい廃棄物をすき込みや林地還元で処理することが可能であり、残りを本市で混焼処分することは能力的には可能と考えています。
6. もし、県の方針通り計画が進むことになった場合、本市が保管量の多い他市町村の廃棄物の一部を引き受ける必要があるのか、その場合、汚染廃棄物を引き受けるのか、または普通廃棄物を引き受け他市町村が汚染廃棄物を混焼し易くするお手伝いをするのか、その量はどれほどでどのくらいの時間が掛かるのかなどについては現時点では何も分かっていない状況です。
7. 県は、まずは来年1-2月から各焼却場で原則一斉に数量を限って試験焼却を開始し半年ほどの試験の結果を踏まえ、全体計画を立てたい意向で試験焼却に関する各市町村の同意を求めています。本市では現在、この事にも同意をしている事実はありません。
8. 今後の進め方としては、今月11日の市議会東日本大震災調査特別委員会に、県の方針を説明し、ご理解をいただければ、市民向けの説明に進むこととなりますが、その場合、他市町村からも出ておりましたが、県や国の専門家による安全性に関する説明が必要不可欠と考えております。
9. 本市は上記を踏まえ、更に必要な検討を行った上で適切な意思決定を行ってまいります。
10. 尚、8000Bq以下の汚染廃棄物は一般廃棄物として、その処理の責任は市町村に存在しますが、今回は市町村ごとの量や焼却能力にバラつきが大きいと、県が主導し県全体での処理を進めようとしているものです。

※ 市町村会議資料につきましては各社、県より取り寄せていると思いますが必要であれば本市からも提供可能ですのでお申し出ください。